

# 債権の分類について

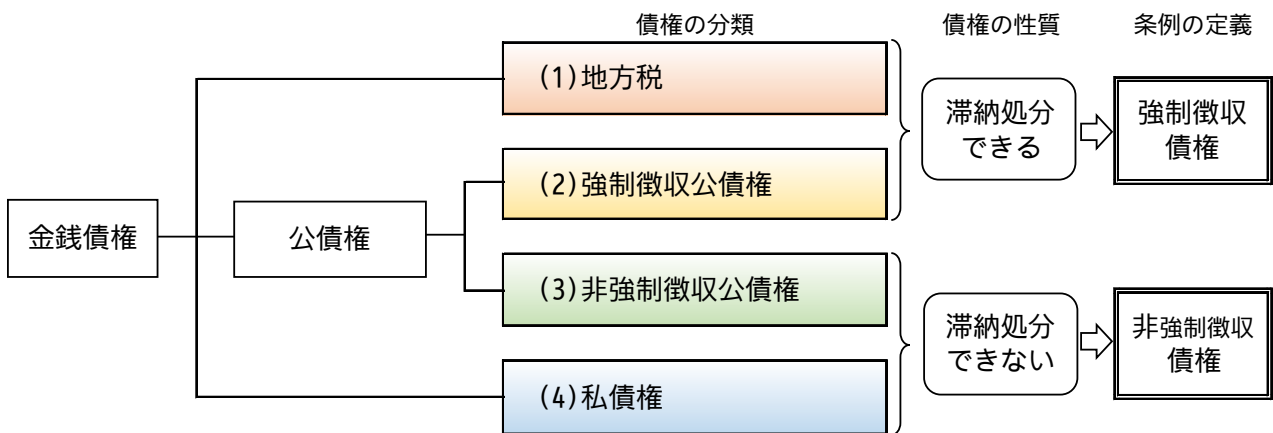
## 1 条例の対象となる債権

郡山市債権管理条例は、郡山市が保有する全ての金銭債権を対象としています。

## 2 債権の分類と条例の定義

債務者から支払がない場合、郡山市自らが滞納処分をすることができるかどうかで、市の対応は大きく異なります。

債権管理に関する基本的な事項をわかりやすく規定するため、郡山市債権管理条例中、滞納処分ができる債権を『強制徴収債権』、滞納処分ができない債権を『非強制徴収債権』と定義し、手続きを規定しています。



## 3 主な債権の分類

主な債権の分類は、次のとおりです。

債権の分類	主な債権	条例の定義
(1) 地方税	市税、国民健康保険税	強制徴収債権
(2) 強制徴収公債権	介護保険料、保育料、下水道使用料 など	
(3) 非強制徴収公債権	ごみ焼却処分手数料、市場施設使用料、市営駐車場使用料 など	非強制徴収債権
(4) 私債権	市営住宅使用料、水道料金 など	